## ○鳥羽市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成6年3月31日告示第15号

改正

平成10年3月25日告示第8号 平成12年3月30日告示第31号 平成15年3月26日告示第24号 平成16年3月25日告示第13号 平成16年9月1日告示第56号 平成17年3月29日告示第20号 平成18年3月31日告示第15号 平成19年3月30日告示第18号 平成22年3月31日告示第21号 平成24年3月30日告示第24号 平成25年3月31日告示第24号 平成26年3月31日告示第28号 平成26年3月31日告示第28号 平成26年3月31日告示第20号

鳥羽市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、鳥羽 市浄化槽設置整備事業補助金を交付することに関し、鳥羽市補助金等交付規則 (昭和49年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な 事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条 第1号に規定する浄化槽であって、法第4条第1項の規定による構造基準に

適合し、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、放流水のBOD1リットル分の20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

- (2) 住宅等 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居 住の用に供する建物をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106 号) 附則第2条に規定する浄化槽(し尿のみを処理するもの)をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。)をいう。
- (5) 転換 既設単独処理浄化槽又はくみ取り便槽に代えて、浄化槽を設置することをいう。

(補助金の交付)

- 第3条 市は、市長の定める地域内において、転換により、浄化槽(「合併処理 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日付け厚生省生 活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)が適用されるものであっ て、住宅等に設置する処理対象人員10人以下のものに限る。)を設置しようと する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては補助金 を交付しない。
  - (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法 律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
  - (2) 補助事業の年度内に浄化槽を設置することができない者
  - (3) 販売の目的で、浄化槽付住宅等を建築(改装を含む。) する者
  - (4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
  - (5) 住宅等の建築又は建て替えに伴い、浄化槽を設置又は転換する者 (補助金額)
- 第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に定

める額を限度とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の補助金等交付申 請書のほかに次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
  - (1) 浄化槽調書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
  - (2) 設置場所の付近見取図及び配置図
  - (3) 住宅等を借りている者は、賃貸者の承諾書
  - (4) 工事請負契約書の写し
  - (5) 国庫補助指針に適合していることを証明する書類
  - (6) その他市長が必要と認めた書類

(実績報告)

- 第6条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業が完了したときは、規則第10条の補助事業等実績報告書のほかに次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 浄化槽設置工事の状況を示す書類
  - (2) 設置工事現場の確認を証する書類
  - (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら該当浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類)
  - (4) 浄化槽法定点検依頼書の写し
  - (5) その他必要とする書類

(その他)

- 第7条 市長は、補助事業を適正に執行するため、関係職員により浄化槽の設置 工事の状況を施工の現場において確認することができる。
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項について は、別に市長の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係) 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から浄化槽への転換

人槽区分	設置費補助額	撤去費補助額	配管費補助額
5 人槽	332,000円		
7 人槽	414,000円	90,000円	60,000円
10人槽	548,000円		